

令和8年熊本地震 ブロック、瓦等のがれき撤去について

令和8熊本地震によって生じたブロック、瓦等のがれきについて、下記のとおり市で撤去を行います。

1. 撤去の対象となるもの

令和8年熊本地震によって生じたブロック、瓦等のがれき
ただし、撤去のために解体作業が必要なものは除く。

2. 受付開始日

令和8年7月30日（木）13時から

3. 受付部署

- ・廃棄物計画課
- ・各区役所総務企画課

4. 手続きに必要なもの

撤去に立ち会える場合には(1)及び(2)は不要です。

(1) ブロック塀、屋根など全体の状況が分かる写真（コピー用紙に印刷したものも可）

(2) 撤去を依頼するがれきの写真（コピー用紙に印刷したものも可）

(3) 委任状（委任者の押印が必要）【該当する場合】

※依頼手続きを、り災された本人の代わりに、代理人（片付けを手伝われている友人等）が行う場合に必要

(4) その他確認書類

5. 問い合わせ先

廃棄物計画課

【お問合せ先】

熊本市 廃棄物計画課

電話：096-328-2359

担当課長：谷山 祐喜